3　「課税標準法人税額　(6)　」の欄の記載に当たっては、「(4)−(5)」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

4　「連結法人の外国税額の控除額の計算」の各欄は、連結親法人又は連結子法人が法第12条第２項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

5　「課税標準法人税額　(14)　」の欄の記載に当たっては、「(12)−(13)」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

別表二付表　各連結法人の外国税額の控除に関する明細書

課税事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

個別控除対象外国法人税額の計算	当期の個別控除対象外国法人税額（法人税申告書別表六の二(二)付表「１」）	1	円	地方法人税の控除限度個別帰属額の計算	当期の個別国外所得金額（法人税申告書別表六の二(二)付表「７」）	4	円
	連結控除限度個別帰属額（法人税申告書別表六の二(二)付表「９」）	2	外		各連結法人の当期の個別国外所得金額の合計（各連結法人の(４)の合計）	5	
	差引個別控除対象外国法人税額（(１)−((２)+(２の外書)））	3			地方法人税控除限度額（別表二「18」）	6	
					地方法人税の控除限度個別帰属額 (6)×(4)/(5)	7	
控除できる金額（(３)と(７)のうち少ない金額）		8	円				

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）